

別表（第6条関係）

費用の算定に当たっては、以下に掲げるもののほか、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意点について（令和3年3月19日付け老認発0319第3号）に準ずるものとする。

1 第1号訪問事業

(1) 訪問介護相当サービス

ア 訪問型サービス費Ⅰ 1,176単位

（居宅要支援被保険者・事業対象者 1月につき・週1回程度の訪問）

イ 訪問型サービス費Ⅱ 2,349単位

（居宅要支援被保険者・事業対象者 1月につき・週2回程度の訪問）

ウ 訪問型サービス費Ⅲ 3,727単位

（居宅要支援被保険者（要支援2の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 1月につき・週2回を超える程度の訪問）

エ 初回加算 200単位（1月につき）

オ 生活機能向上連携加算

（ア）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

（イ）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

カ 介護職員処遇改善加算

（ア）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×137/1000

（イ）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×100/1000

（ウ）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位×55/1000

（エ）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） +（ウ）の90/100

（オ）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） +（ウ）の80/100

キ 介護職員等特定処遇改善加算

（ア）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×63/1000

（イ）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×42/1000

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位×24/1000

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアからキまでのいずれも算定しない。

注2 オの算定要件については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注3 アからウまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護の取扱いに準ずる。

注4 アからウまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じて得た単位を加える。

注5 アからウまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じて得た単位を加える。

注6 アからウまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じて得た単位を足す。

注7 カについて、所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計とする。なお、(エ)及び(オ)については、令和4年3月31日をもって廃止とする。

注8 キについて、所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(ア)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(ア)又は(イ)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しないものとする。

注9 クについて、所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

注10 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目とする。

(2) 訪問型サービスA

訪問型サービス費（1回のサービスが45分以上60分程度）

居宅要支援被保険者・事業対象者 220単位（1回につき・週2回を限度）

2 第1号通所事業

(1) 通所介護相当サービス

ア 通所型サービス費

(ア) 居宅要支援被保険者（要支援1の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 1,672単位（1月につき）

(イ) 居宅要支援被保険者（要支援2の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 3,428単位（1月につき）

イ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）

ウ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）

エ 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）

オ 栄養改善加算 200単位（1月につき）

カ 口腔機能向上加算

(ア) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）

(イ) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）

キ 選択的サービス複数実施加算

(ア) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位（1月につき）

(イ) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位（1月につき）

ク 事業所評価加算 120単位（1月につき）

ケ サービス提供体制強化加算

(ア) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

① 居宅要支援被保険者（要支援1の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 88単位（1月につき）

② 居宅要支援被保険者（要支援2の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 176単位（1月につき）

(イ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

① 居宅要支援被保険者（要支援1の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 72単位（1月につき）

② 居宅要支援被保険者（要支援2の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 144単位（1月につき）

(ウ) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

① 居宅要支援被保険者（要支援1の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 24単位（1月につき）

② 居宅要支援被保険者（要支援2の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 48単位（1月につき）

コ 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）

※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）

サ 口腔・栄養スクリーニング加算

(ア) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（6月に1回を限度）

(イ) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（6月に1回を限度）

シ 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

ス 介護職員処遇改善加算

(ア) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×59/1000

(イ) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×43/1000

(ウ) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位×23/1000

(エ) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） + (ウ)の90/100

(オ) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） + (ウ)の80/100

セ 介護職員等特定処遇改善加算

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×12/1000

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×10/1000

ソ 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位×11/1000

注1 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 アについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 アについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じて得た単位を加える。

注4 アについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を加える。

注5 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

ア(ア) 376単位

ア(イ) 752単位

注6 イ及びウにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象を含むものとする。

注7 エの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱いに準ずる。

注8 オの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算

の取扱いに準ずる。

注9 カの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱いに準ずる。

注10 コの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注11 サの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

注12 シの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準ずる。

注13 スについて、所定単位はアからシまでによる算定した単位数の合計とする。なお、(エ)及び(オ)については、令和4年3月31日をもって廃止とする。

注14 セについて、所定単位はアからシまでによる算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(ア)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(ア)又は(イ)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しないものとする。

注15 ソについて、所定単位はアからシまでによる算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

注16 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及びサービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算並びに介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

(2) 通所型サービスA

ア 通所型サービス費Ⅰ（1回のサービスが2時間以上3時間未満）

(ア) 居宅要支援被保険者（要支援1の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 1,241単位（1月につき）

(イ) 居宅要支援被保険者（要支援2の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 2,544単位（1月につき）

イ 通所型サービス費Ⅱ（1回のサービスが3時間以上4時間未満）

(ア) 居宅要支援被保険者（要支援1の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 1,406単位（1月につき）

(イ) 居宅要支援被保険者（要支援2の認定を受けた者に限る。）・事業対象者 2,884単位（1月につき）

につき)

ウ サービス提供体制強化加算

(ア) サービス提供体制強化加算 (I)

① 居宅要支援被保険者(要支援1の認定を受けた者に限る。)・事業対象者 88単位(1月につき)

② 居宅要支援被保険者(要支援2の認定を受けた者に限る。)・事業対象者 176単位(1月につき)

(イ) サービス提供体制強化加算 (II)

① 居宅要支援被保険者(要支援1の認定を受けた者に限る。)・事業対象者 72単位(1月につき)

② 居宅要支援被保険者(要支援2の認定を受けた者に限る。)・事業対象者 144単位(1月につき)

(ウ) サービス提供体制強化加算 (III)

① 居宅要支援被保険者(要支援1の認定を受けた者に限る。)・事業対象者 24単位(1月につき)

② 居宅要支援被保険者(要支援2の認定を受けた者に限る。)・事業対象者 48単位(1月につき)

エ 科学的介護推進体制加算 40単位(1月につき)

オ 介護職員処遇改善加算

(ア) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位×59/1000

(イ) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位×43/1000

(ウ) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位×23/1000

カ 介護職員等特定処遇改善加算

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位×12/1000

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位×10/1000

キ 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位×11/1000

注1 ア及びイについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 ア及びイについて、介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 ア及びイについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ次のとおり減算する。

ア(ア) 及びイ(ア) 376単位

ア(イ) 及びイ(イ) 752単位

注4 エの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準ずる。

注5 オについて、所定単位はア及びイによる算定した単位数の合計とする。

注6 カについて、所定単位はア及びイによる算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(ア)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(ア) 又は(イ) のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しないものとする。

注7 キについて、所定単位はア及びイによる算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

注8 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

3 第1号介護予防支援事業

(1) ケアマネジメントA

ア 介護予防ケアマネジメント費 438単位（1月につき）

イ 初回加算 300単位（1月につき）

ウ 委託連携加算 300単位（委託を開始した日の属する月に限り、1人につき1回を限度とする。）

(2) ケアマネジメントB

ア 介護予防ケアマネジメント費 219単位（1月につき）

イ 初回加算 300単位（1月につき）

(3) ケアマネジメントC

ケアマネジメントAの単位に準じる。